


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員に対する児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則について		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>1) 改正の要旨</p> <p>平成27年4月1日に子ども・子育て支援法が施行され、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令が発令されたことに伴い、引用する児童手当法施行令の条項に変更が生じたことから、本規則を改正するものである。</p> <p>2) 施行日等</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>3) 影響及び効果</p> <p>実質的影響はない。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
文書課審査済						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。